

ゆふの風

【第19号】

由布市農業委員会
令和5年9月14日



初夏の山下池（やましたのいけ）

農地パトロールの合間に、久しぶりに山下池を訪れてみました。初夏の風が水面を揺らす光景がとても清々しさを感じさせてくれます。一昔前はボートなども出ており、デートスポットとしても人気のあった山下池。皆さんは行ったことがありますか？

☆農地の転用を行うには、前もって農業振興地域（農用地区域）からの除外が前提となります。

☆農地の転用は、許可申請を行い、転用許可を得る必要があります。（農地法第4条・5条）

☆農地を相続した場合は、10ヶ月以内に農業委員会へ届けてください。（農地法第3条の3）

目次

遊休農地の利用意向調査について……………②

がんばってま～す
後継者奮闘記……………③

農業委員活動報告
ゆふ農業サポートをご存じですか……………④

農業者年金に加入しませんか……………⑤

許可申請の審議実績
全国農業新聞を読んでみませんか
編集後記……………⑥

遊休農地の利用意向調査について

○遊休農地って？

遊休農地とは、農地法によって定められた「現在そして将来的に耕作の見込みがない農地」のことで、大きく以下に分類されます。

- ◆ 1号遊休農地（緑）…草刈等により直ちに耕作することが可能な農地
- ◆ 1号遊休農地（黄）…草刈等では直ちに耕作できないが、重機を併用すれば耕作することが可能となる農地
- ◆ 2号遊休農地…利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地

○利用意向調査にご協力を！

現在、地域の農地利用最適化推進委員を中心に農地パトロールを実施しています。その結果を踏まえ農業委員会が遊休農地と判断した場合、農地法により農地の権利を有する者に対して「利用意向調査」の実施が義務付けられています。郵送または農業委員や農地利用最適化推進委員を通じて利用意向調査書の配布を行いますので、調査書が届いた方は「農地における利用の意向について」をご記入いただき（意向の選択は以下の通りとなっています）、農業委員会までご提出ください。



- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| (1) 大分県農業農村振興公社が行う農地中間管理事業の利用を希望する | (4) その他 |
| (2) 自ら賃借権の設定を行う | (5) 農業上の利用を行う意思がない |
| (3) 自ら耕作を行う | |

○調査書の提出後はどうなる？

◆『農地中間管理事業の利用を希望する』を選択した場合

農地中間管理機構にその旨を通知し、同機関より協議の申入れが行われます。

※対象の農地が基準に適合しない場合には、申入れは行われません。

◆『自ら賃借権の設定を行う』『自ら耕作を行う』を選択した場合

意向の表明をしてから6ヶ月後を目途に、利用状況調査により遊休農地が解消されているかどうか現地確認をし、解消されていないようなら中間管理機構と協議をするよう「勧告」を行います。勧告後2ヶ月経っても協議が整わない場合、機構が知事に中間管理権設定の裁定を申請することとなり、知事は、所有者に通知をしたうえで中間管理権を設定すべき旨の裁定を行います。

◆利用意向調査を行った日から6ヶ月を経過しても意向の表明がない場合

※上記の「『自ら賃借権の設定を行う』『自ら耕作を行う』を選択した場合」と同様

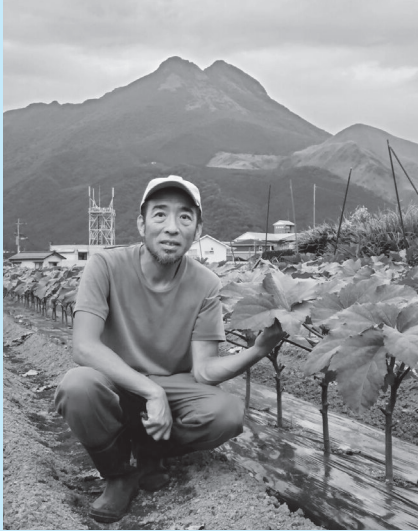
「勧告」が行われないケース

- (1) 利用意向調査において、機構へ貸付の意向を表明した場合
- (2) 農地として再生不可能であるとして、農業委員会が非農地と判断した場合

「勧告」が撤回されるケース

- (1) 利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合
- (2) 農地中間管理機構との借入協議の結果、機構が借入れた場合
- (3) 裁定により農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した場合

今回は、湯布院町川南
山本 健一さん(46)
へのインタビューです



Q. 農業を始めたきっかけは？

A. 宅急便のドライバーとして長年勤めましたが、昨年脱サラして福岡から湯布院へ移住しました。もともと農業に興味があったので、転居をきっかけに本腰を入れて取り組むようになりました。



Q. 日頃の作業風景を教えてください。

A. 今年から認定新規就農者として認められたので、白ネギを中心に季節の野菜を育てています。多くの方々に知恵や力をかしていただきながら、天気予報ばかり一日に何度も見て頑張っているところです。

Q. 最後に、今後の意気込みをお願いします！

A. いつの日か『湯布院ブランド』の野菜が全国で有名になるのを夢見てこれからも努力していきます!!

(農業委員 江藤)

後継者奮闘記

◆挾間町下市の **二宮 隆司さん (45歳)** にお話を伺いました！

Q 何を作られていますか？

A 米 (3ha) 麦 (2ha) いちご (15a) を主に作っています。

Q 農業に携わって、どのようなことに魅力を感じますか？

A 作物の成長を肌で感じることができるので、苦勞することも沢山ありますが、その分やりがいを感じます。

Q 今、困っていることは？

A 肥料・農薬・資材・燃料などの価格の高騰に加えて、農作物自体の価格低下が痛い…

Q 最後に、これからの抱負をお願いします！

A 自然の恵みと人間の知識や技術をバランスよく組み合わせながら、気候変動による未曾有の災害などにも対応し、収益の安定や向上、作業コストの削減に取り組みたいです！



(農業委員 安部)

☆二宮さんは由布市消防団の指導員としても活躍中です！

農業委員活動報告

○令和5年度 全国農業委員会会長大会



東京・文京シビックホールにて、全国農業委員会会長大会が開催され、全国の農業委員会会長や関係者など約1,800人が集結し、由布市からも農業委員会会長と事務局長が参加しました。令和6年度策定目標の地域計画に伴う『目標地図の素案作成』、遊休農地意向調査や農地パトロール時のタブレットの活用推進などについて話し合いが行われました。夜には大分県選出の国会議員を交えた意見交換会が開催され、農業に関する様々な課題について意見交換を行い、要望書を提出しました。

(農業委員 坂本)

○ウーマンアグリネットおおいた設立20周年記念式典

ウーマンアグリネットおおいたは、女性農業委員及び女性農地利用最適化推進委員の資質の向上を図ることを目的に設立しましたが、今年でなんと20周年！

記念式典では、農作業ファッションショーのコンテストを開催し、情勢報告「女性登用の現状と推進について」、パネルディスカッション「今こそ前進！農業分野での女性参画」ということで、女性が農業委員等になってできることは何かを考えました。国の目標では「農業委員に占める女性の割合を2025年度までに30%」としていますが、由布市は6%程度なのでとても少ない状況です。



(農業委員 江藤)

ゆふ農業サポートをご存じですか

令和3年に市内9つの集落営農法人が連携し、広域集落営農連合法人『(株) ゆふ農業サポート』を設立しました。地域の水田経営体や担い手不在集落体等に対して、ドローンを活用した防除作業の受託や、中山間地域等直接支払交付金の事務代行業務、草刈り機のレンタルなどを行っています。今後はハトムギの加工や独自販売の取り組みを行う予定です。

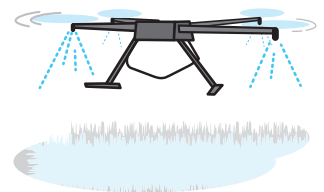
●ドローンによる防除、肥料散布

(農薬代込みの場合)

品目	料金 (10aあたり)	備考
水稲	4,400円	病虫害防除

(農薬、肥料をご自身で準備される場合)

基本料金 (10aあたり)	備考
2,750円	病虫害防除、除草剤散布、肥料散布など



●草刈り機のレンタル

機械の種類	レンタル料金		
	半日	1日	1週間
ウイングモア	3,000円	5,000円	30,000円
スパイダーモア	3,000円	5,000円	30,000円
刈払機	-	2,000円	-

詳しくは、以下にお問い合わせください。

(株)ゆふ農業サポート TEL:097-547-7361 (平日9:00~16:30)

農業者年金に加入しませんか

1. 農業者の方であれば広く加入できます

年間60日以上農業に従事する国民年金の第1号被保険者で、60歳未満の方ならどなたでも加入できます。(年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者の方も加入できます。)

加入と脱退は任意で、脱退しても、それまで支払った保険料と裁定までの運用益は、加入期間にかかわらず将来年金として受給できます。また、脱退後も加入要件を満たしていればいつでも再加入できます。

2. 保険料は自由に決められます

月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で選択することができ、いつでも見直すことができます。また、*35歳未満で、政策支援加入要件(認定農業者で青色申告者など)に該当しない方は、月額1万円から選択できます。

*35歳になった場合や政策支援加入要件に該当した場合は変更手続き等が必要となります。

3. 国の政策支援(国庫補助)を受けられます

39歳までの方で、60歳までの保険料納付期間等が20年以上見込まれ、認定農業者で青色申告者など、一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助を受けられます。

*自己負担分と合わせた保険料は2万円固定となります。

4. 終身年金です

加入者全員が対象の【農業者老齢年金】は、65歳以上75歳未満の間で、裁定請求をしたときから終身受給できます。(裁定請求せず75歳に達したときは、75歳からの受給になります。)

また、前述の国の政策支援を受けた方が、経営継承等により農業経営から引退して裁定請求すれば、国庫補助分を【特例付加年金】として終身受給できます。(裁定請求は65歳からで、受給開始年齢の上限はありません。)

*いずれも希望により60歳~64歳の間で繰上受給することもできます。

5. 80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金があります

80歳前に亡くなられた場合、死亡した翌月から80歳に到達する月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、【死亡一時金】として生計が同一であった遺族に支給されます。

*保険料の国庫補助分については対象外です。

6. 税制面の優遇措置があります

その年に支払った保険料の全額が、所得税や住民税などの社会保険料控除の対象になります。また、将来受給する農業者年金には、公的年金等の控除が適用されます。



【試算表】～農業者年金の受給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	52万円	1,306万円	1,394万円
		2万円	960万円	80万円	68万円	1,718万円	1,833万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	40万円	1,017万円	1,086万円
		2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円

*通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.7%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均寿命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合です。

*運用利回りは、加入後の経済状況により上下し、予定利率は毎年度、農林水産省告示によって定められます。

*保険料金1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合を試算しています。

農業者年金のご相談については、農業委員会事務局またはお近くの農業協同組合各支所へお問い合わせください。

令和4年 農業委員会 許可申請の審議実績

区 分	件数 合計 (件)	面積合計 (㎡)	旧町別の内訳 (件・㎡)					
			挾間町		庄内町		湯布院町	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積
農地法第3条	49	198,710	16	62,214	23	100,259	10	36,237
農地法第4条	11	8,006	7	3,605	1	292	3	4,109
農地法第5条	52	52,894	32	32,921	12	15,760	8	4,213
非農地証明	26	32,584	13	17,668	8	6,957	5	7,959
農業経営基盤強化法	93	586,179	28	195,370	32	129,683	33	261,126
(うち 中間管理分)	13	178,371	6	112,036	5	38,025	2	28,310
合計	231	878,373	96	311,778	76	252,951	59	313,644

全国農業新聞を読んでもみませんか

全国農業新聞は、農家の経営や暮らしに役立つ情報が満載の農業総合専門紙です。全国各地の農業事情や流通、技術、新製品の紹介、趣味や娯楽、食や健康など、農家の生活に密着した記事が掲載されています。この機会に購読のお申し込みをしてみませんか。



- 発行日…毎週金曜日
- 購読料…月額700円
- 申込先…由布市農業委員会事務局
Tel.097-582-1303

編 集 後 記

今年もシカ・イノシシに頭を悩ませる時期が来た訳ですが、田植え後のくるり(田の周辺の草刈)中に思っているのは、昨年のシカの害に比べ、今年に対策をとったおかげか苗の育成が良くホッとしています。

さて、農地利用最適化推進委員で担当地区100戸の訪問による利用状況調査や農地パトリールの結果を私なりに報告させていただきます。

まず、農地の管理状況について「耕作している41%・人に貸している33%・耕作していない26%」これからの管理について「自分で耕作を続けたい48%・貸したい売りたい45%」となっており、これからの管理の悩みについては「①獣害被害・②後継者不足・③耕作の成果は市全体の状況で考えてもあまり違くないのでは」と思っています。

農地パトリールの現地を感じたことは、特に山際での水田が立木や草木で覆われており耕作をしていない状況が多かったことです。

最近では、農家の周辺でも耕作をしていない水田を見ることがあります。鳥獣害防止の対策として3戸以上を対象にメッシュ柵の材料支給を行っているようですが、やる気があり山際に行っている農家に対しては1戸でも材料支給を行っていただければ、これらの対策になるのではと思います。

最後に、この会報がお手元に届く頃には、皆様もイノシシ対策で四苦八苦されていることでしょう。

「ゆふの風」編集委員

- 委員長 江藤 国子
- 副委員長 橋本 早人
- 委員 坂本 成一
- 委員 秋吉 義浩
- 委員 安部 義浩

(農業委員 秋吉)